

都道府県別

愛知県 1,140円

★ News 令和7年度『最低賃金』・全都道府県で1,000円超に

令和7年度の都道府県別最低賃金が、初めて全都道府県で1,000円を超えました。中央最低賃金審議会が8月に示した目安額・全国平均1,118円(時給)、引上げ額の目安・全国平均63円(時間給)を基に、各都道府県の審議会の審議を経て決められ、10月以降(来年になる県も)順次適用されます。

各都道府県の引上げ額の目安額は、地域格差の是正を図るため全都道府県をその経済実態に応じABCのランクに分け、A63円、B63円、C64円と示し、これを基に地方審議会で決定します。

物価高騰を背景に、引上げ目安額を超える引上げを求める労働者側と、価格転嫁が追いつかず資力に乏しい使用者側との議論が続く中で、地方では都市部や隣県への深刻な人材流出の懸念が大きく、引上げ目安額と同じか上回る自治体が多い一方、人件費上昇の負担による影響が大きい小規模事業者への支援策(助成金など)の検討を急ぐことが、国や地方自治体に求められています。

■ 令和7年度・最低賃金【時間額】 (抜粋)

単位: 円

都道府県	引上げ額	改定後の最低賃金	発効予定日(令和7年)
愛知	63	1,140	10月18日
東京	63	1,226	10月3日
神奈川	63	1,225	10月4日
埼玉	63	1,141	11月1日
静岡	63	1,097	11月1日
岐阜	64	1,065	10月18日
三重	64	1,087	11月21日
大阪	63	1,177	10月16日

※ 詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください。

【最低賃金とは】

- 使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間額
- 職種・年齢、パート・アルバイト・嘱託など雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用
- 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金。臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当など)は最低賃金額に算入しない。
- 違反には、労働基準監督署の調査・是正勧告のほか罰則がある。
- ※最低賃金には地域別(都道府県別)最低賃金のほか、特定の産業・職業について、地域別より金額水準が高く設定される特定(産業別)最低賃金があります。

<参考> 引上げ目安のランクが適用される都道府県

Aランク(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪) Bランク(北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡) Cランク(青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

★ News 改正『育児・介護休業法』施行

令和7年4月1日より改正「育児・介護休業法」が2段階で施行され、10月1日からは改正内容を実現するための措置などについて施行されます。

改正は、男女共に仕事と育児・介護を両立できる社会・職場づくりをめざし、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充(残業免除、男性の育児休業取得推進、テレワークの導入など)、介護離職防止のための雇用環境の整備、加えて制度への個別周知・意向確認の義務化などを定めています。

全ての企業が対象となり、就業規則等の見直しを含め、適切な対応が求められます。

★ News ふるさと納税・ポイント付与禁止

令和6年6月総務省告示により、ふるさと納税の制度本来の趣旨に沿った運用を図るため指定基準の見直しが行われ、今年10月より寄附者にポイント等を付与する仲介サイト等を通じて、市町村等が寄附を募集することが禁止されます。

〒462-0844

名古屋市中区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

